

平面図

立入禁止エリア

現場事務所設置及び
資材置場等推奨エリア

建築資材仮置場
※市環境下水道課との協議必要

管理棟及び処理棟
建築可能エリア

付帯設備及び道路拡張可能エリア
(現在、市と組合で賃借準備中)

下水処理場
既設設備
移設可能エリア

